

令和4年第20回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和4年2月25日
開会午後1時35分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

3 出席委員（16名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	5番	渡邊修君
7番	植田市子君	8番	壽見義忠君
9番	長谷川保君	12番	木原閱治君
13番	夏野善徳君	14番	柳澤路子君
15番	平石栄司君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

4 欠席委員（3名）

4番	岩田博教君	6番	武田政一君
16番	竹村勉君		

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時35分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第20回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、16名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、3番砂原委員、5番渡邊委員のご兩名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） はい、本日の欠席委員でございますが、岩田委員、武田委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定による届出が1件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が12件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細は調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

はじめに1番について木原委員お願いいたします。

○12番（木原閲治君） 継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま木原委員より継続ということで説明がございました。1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番ないし4番について富永代理お願いいたします。

○会長職務代理（富永克治君） 2番につきましては、ここに書いてある●●●●さんで決定いたしました。3番につきましては、●●●●に決定いたしました。次めくっていただいて、同じく3番のもう一つは●●●●さんに決定いたしました。4番は、これも●●●●さんで使っていただいているので、そのまま継続で●●●●さんに決定いたしました。以上です。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま富永代理より説明がございましたけれども、2番ないし4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5番及び6番について壽見委員お願いします。

○8番（壽見義忠君） はい、5番及び6番は、隣接地の●●●●さんと●●●●さんをお願いしました。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございましたけれども、5番及び6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に7番及び8番について柳澤委員お願いいたします。

○14番（柳澤路子君） はい、継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございましたけれども、7番及び8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に9番について田中委員お願いします。

○18番（田中賢治君） はい、継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま田中委員より説明がございましたけれども、9番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に10番及び11番について佐藤委員お願いします。

○17番（佐藤雅広君） はい、10番及び11番は継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま佐藤委員より説明がございましたけれども、10番及び11番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に12番について那須委員お願いいたします。

○2番（那須信利君） 継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたけれども、12番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長(吉野久寿君) 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

- 議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本案の1番及び3番ないし6番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたします。1番、3番及び4番が平石委員、5番が佐藤委員、6番が長谷川委員となっておりますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長(吉野久寿君) 議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められました6件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

- 議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番ないし6番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

ございませんか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし6番の6件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 6 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 6、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 1 件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の 1 ページから 4 ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料 1 ページからとなります。こちらは元の借主が一戸法人を立ち上げたことにより、その法人と新たに賃貸借するものであります。2 ページには対象地の地図、3 ページには地番図を付けております。

次に 4 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、借人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

以上です。

○議長(千葉好弘君) ここで担当委員より補足説明等がございましたら、ご発言願います。

壽見委員何かございますか。

○8 番(壽見義忠君) 特にございません。

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございますか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 7、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 1 件提出されましたので議決を求めるものであります。よ

ろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の5ページから13ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

これは農地にD型ハウスと、スタックサイロを建てる転用許可申請であります。資料は5ページからとなります。6ページには対象地の位置図、7ページには地番地図、8ページには転用計画図を付けております。9ページには建設するD型ハウスの図面となっております。

次に10ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画における農用区域内農地となっております。11ページの一般基準では、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査いたしました。一番下の括弧4、1ヘクタール以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更については手続き中となっており、内容としては現時点での用途が農地となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。

次に12ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。

次に13ページをご覧ください。4の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第4条第6項に規定する例外許可事由に該当すると考えます。5の総合判断としては、許可相当であると考えます。

以上です。

○議長(千葉好弘君) ここで担当委員より補足説明等がございましたら、ご発言願います。

渡邊委員何かございますか。

○5番(渡邊 修君) いや、別にないです。農業施設の建設ということで、よろしく願いいたします。

一つちょっと確認なんですけど、このD型ハウス6間の10間と書いてあるんですけど下に、14間かい。この図面みたら14間になっているんですけど、下は6間の10間になってます。

(「主任判るかい」と議長発言)

(「はい」と安部係長挙手)

○議長(千葉好弘君) はい、安部係長。

○農地係長(安部勝喜君) すみません。一応ですね●●●●さんの方から提出された資料をそのまま添付しただけだったんで、確認不足だったんですけども。面積的に「間」で何間何間、私、ちょっと不慣れなもので、この6間、10間が正解なのかと言われると、ちょっとはてなの部分がありますが、その前の資料8ページですね、転用計画図において幅10.8メートル、長さ21.6メートルこれで間違いないものと思われ

ます。

私からは以上です。

○議長（千葉好弘君） 渡邊委員いいですか。

○5番（渡邊 修君） 本人は6間の10間と言われたけど、図面はなんか14間となっているから。

（「はい、いいですか」と安部係長挙手）

○議長（千葉好弘君） はい、安部係長。

○農地係長（安部勝喜君） D型ハウス自体の大きさは、この図面どおりの10間6間で間違いないと思います。

この8ページの方に出ているこの10.8メートルと21.6メートル、これに関しては建物の周りの部分、緩衝地みたいな形で多少のD型に附随して枠を囲ってると言ったらいいんですかね。少し緩衝部分としての面積も入っているので、この長さになっているものです。

以上です。

○議長（千葉好弘君） よろしいですか。

（「はい」と渡邊委員呼ぶ）

それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（発言する者なし）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第20回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会